

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の調達契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和7年9月17日（水）

2 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称及び数量

山梨県公用車メンテナンス付きリース 一式

（2）業務の仕様等

別添仕様書のとおり

（3）履行期間

令和8年2月1日から令和14年1月31日まで（72ヶ月）

（4）履行場所

知事が指定する場所

3 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者で、山梨県の審査及び確認により入札参加資格があると認められた者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （3）山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種の「リース（車両）」に登録されている者（見込みを含む）であること。
- （4）この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 入札参加資格の審査

入札参加者で、3の（2）に該当しない者（本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者）は次により山梨県出納局管理課において当該資格の審査を受けなければならない。

また、3の（3）の登録内容を変更しようとする者も同様とする。

（1）資格審査申請書の提出期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月25日（木）まで

（2）申請の手続き

電子申請による

(3) 問い合わせ先及び提出先

山梨県出納局管理課 調度担当（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）
電話 055-223-1395（直通）

5 入札参加資格の確認

入札参加者は、様式1の入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

この入札説明書の交付を受けた日から令和7年9月26日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 確認申請書の提出方法

持参すること。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県総務部資産高度利用推進課庁舎管理室（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）
電話 055-223-1391（直通）

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

ア 3の(2)に該当することを証明する書類の写し（「物品等競争入札参加資格審査申請の審査結果について」通知書）

また、4により申請中の者は、当該審査申請書の写し

イ 誓約書（様式2）

ウ 納入実績書（様式3）

エ 修繕及び保守等のサービスの体制図（様式4）

オ 返信用封筒（「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果は、令和7年10月3日（金）までに、入札参加資格確認通知書（様式5）を郵便により発送する。

(7) その他

① 提出期限後の確認申請書等の差し替え、再提出は認めない。

② 提出された確認申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

③ 提出された確認申請書等は、返却しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続き

令和7年10月7日（火）午後5時までに山梨県知事あての書面（様式任意）を5の(3)の場所に持参して行わなければならない。

(2) 回答

令和7年10月10日（金）までに郵便により発送する。

7 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式6）に記入のうえ、令和7年9月26日（金）午後5時までに、持参、郵送又は電子メール（ファイル添付）にて、下記の提出先に提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「山梨県公用車リース 入札説明書等に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。

（提出先及び連絡先）

山梨県総務部資産高度利用推進課庁舎管理室（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）

メールアドレス：chosya@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答書の公表

令和7年10月3日（金）までに、入札説明書等を交付したすべての者に対し電子メールにて回答する。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日 令和7年10月16日（木） 午後2時

(2) 場 所 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁防災新館4階 404会議室

9 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状（様式7）を提出すること。

10 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知の上、入札しなければならない。入札後、入札公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加に際しては、5の(6)の入札参加資格確認通知書（様式5、写しでも可）を持参すること。

(3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。

また、代理人が出席する場合は、委任状（様式7）と当日出席する者の印鑑を持参すること。

（委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。）

(4) 入札金額は、2の(3)の履行期間において当該公用車リースに要する一切の経費（ただし、仕様書において山梨県が負担するものを除く。）を見積もること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当する金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入するものとする。

(5) 入札書（様式8）は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し提出すること。

ア 入札回数

イ 入札年月日

ウ 入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号または名称及び代表者の氏名）及び押印。

ただし、代理人が入札する場合には、入札者本人の押印は不要とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号または名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

(6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所を押印しなければならない。

ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。

- (7) 代表者又はその代理人は、その提出した入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (8) 入札回数は2回を限度とする。

1 1 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札時刻に間に合わなかったとき
- (3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札
- (5) 入札書の記載に不備のある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (7) その他入札条件に違反した者の入札

1 2 落札者の決定

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約によることができるものとする。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、規則第108条の2の規定により、これを免除する。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。
ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

1 4 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約は、山梨県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

1 5 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加者に必要な資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 本件調達の担当

山梨県総務部資産高度利用推進課庁舎管理室

電話 055-223-1391（直通）